

提出順	17	発言順	12	令和 6年 6月 3日
				午前・午後 9 時 41分受領

(2 枚中No./)

令和 6年 6月 3日

安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 小林 純子

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6年安曇野市議会 6月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問時間	20分
答弁を求める者	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 財政部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	精神障がい者にも入院医療費の助成を		

質問の要旨（具体的に記載してください）

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障がいを一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供する事になっています。しかし、医療費の助成については、身体・知的障がい者は診療科にかかわらず助成されていますが、精神障がい者は精神科通院のみを対象とする自治体が多く、安曇野市においても診療科にかかわらず助成することになったのは、令和3年からです。

残念ながら、精神障がい者（1～2級保持者）に対する入院医療費への福祉医療の助成は、安曇野市ではまだ実現していません。実際の障害福祉サービスの提供は市町村など各地域が担当するため、地域差が生じやすいのですが、これを一刻も早く解消し、安曇野市においても精神障がい者に対する入院医療費への助成を行うべきです。

そこで、以下に質問します。

- この問題については平成30年12月議会において陳情書が採択されたが、これまでどのような検討がなされてきたか。また、実現の見通しはどうか。
- 見通しが立たない状況であるとすれば、いったいどこに困難があるのか。

提出順	17	発言順	12	令和 6 年 6 月 3 日
				(前)・午後 9 時 41 分受領

(2 枚中No. 2)

令和 6 年 6 月 3 日

安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 小林 純子

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 6 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問 時間	
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市 長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 財政部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	女性支援新法を市の施策にどう反映するか		
質問の要旨 (具体的に記載してください)			
<p>令和4年に成立した女性支援新法(正式名称:困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)が、本年2024年4月1日から施行となりました。</p> <p>生活困窮、DV、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻障害、精神疾患、外国籍など複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題に対し、困難な問題を抱える女性に多様な支援を包括的に提供するため、女性支援の現場の声を反映して、新たな女性支援強化のために制定された法律です。</p> <p>そこで、以下に質問します。</p> <ol style="list-style-type: none">女性支援新法の制定の意義と、安曇野市の女性支援の今後について女性支援新法施行にあたり、アウトリーチなどの手法を含めた相談体制の充実、関係機関等との連携等が望まれるが、その見通しは			